

羽曳野市新型インフルエンザ等対策行動計画(第2版) 概要

新型インフルエンザ等対策行動計画

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下特措法という)に基づき、新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した場合に、平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示した計画。※市行動計画は、H26.3策定
- 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)によるパンデミックや法改正等を踏まえ、政府行動計画が約10年ぶりに抜本的に改定(R6.7)され、府行動計画もそれに基づき改定。(R7.3)
- 国は、おおむね6年ごとに政府行動計画の改定について必要な検討を実施するとし、府も国の動向や府の取組状況等を踏まえ必要に応じ改定をする。

【計画に基づく対策の目的(現行計画から変更なし)】

1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

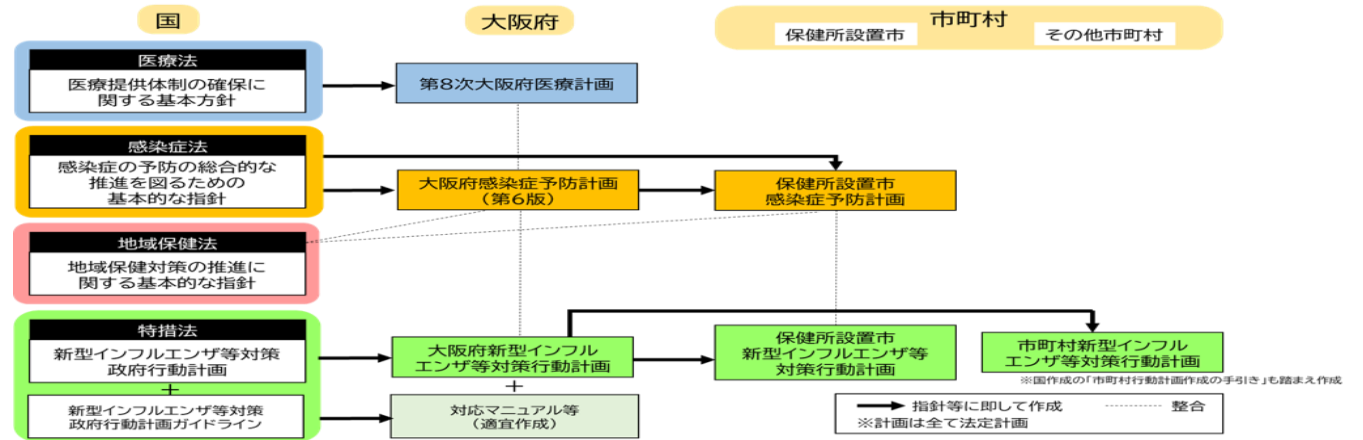
- ・流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくし、医療提供体制への負荷を軽減
- ・患者数等が医療提供体制の能力を超えないことにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。等

2 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替を円滑に実施 等

<政府行動計画及び大阪府行動計画を踏まえた市行動計画改定のポイント>

保健・医療分野(感染症関連)における各計画の体系図



| 政府行動計画改定内容(R6.7) | 大阪府行動計画改定の改定ポイント(R7.3) 一部抜粋 | 市行動計画改定の改定ポイント(R8.3) 一部抜粋 |
|--|--|--|
| <p>(1)平時の準備の充実</p> <p>①新型インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症以外の幅広い呼吸器感染症等も念頭に置いた計画</p> <p>②都道府県知事と医療機関との協定等に基づく迅速な検査・医療提供体制の整備</p> <p>③都道府県等と連携した平時より実効性のある訓練を定期的実施</p> | <p>大都市圏である府においては、感染・療養状況等を踏まえ、府独自のまん延防止対策が必要。</p> <p>I 情報収集・分析に基づくリスク評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府及び大安研によるリスク評価、それに基づく柔軟かつ機動的な対策の切替 | <p>平時より感染症に対する情報提供を行い、感染症発生時には、大阪府独自の指標等を活用したまん延防止や速やかなワクチン接種体制の構築等を行うことが必要。</p> <p>➡柔軟な対応が可能となるよう、リスク評価等に応じて、各対策に取り組む。</p> |
| <p>(2)対策項目の拡充や柔軟かつ機動的な対策の切り替え</p> <p>①中長期的に複数の波が来ることを想定</p> <p>②状況の変化と感染拡大防止・社会経済活動のバランスを踏まえたリスク評価に基づく対策の柔軟かつ機動的な切替え</p> <p>③・対策項目の拡充(6項目→13項目)と記載の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対策項目ごとに3期(準備期、初動期、対応期)に再設定の上、準備期の取組みを充実 ・有事(※)のシナリオを整理、必要な対策の選択肢を記載 <p>(※)初動期 国内外で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階</p> <p>対応期 封じ込めを念頭に対応する時期／病原体の性状等に応じて対応する時期／ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期／特措法によらない基本的感染症対策へ移行する時期</p> | <p>II 情報提供・共有、リスクコミュニケーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・科学的根拠等に基づいた正確な情報を府民等に迅速に提供 ・可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、府民等の適切な判断・行動を促進 <p>III まん延防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク評価に基づく、感染症の特徴等や府民生活・社会経済活動への影響を踏まえた対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・対応者別(患者や濃厚接触者、府民、事業者、施設、学校等) ・時期別(封じ込めを念頭に対応する時期等) <p>IV 医療、検査、保健</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関や民間検査会社等との協定に基づいた検査・医療療養体制の整備等 ・感染症に関する人材の養成、資質向上 ・保健所や地方衛生研究所の体制整備 | <p>1. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・科学的根拠等に基づいた正確な情報を市民等に迅速に提供 ・可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民等の適切な判断・行動を促進 <p>2. まん延防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク評価に基づき、市民生活・社会経済活動への影響を踏まえた対策の実施 <p>3. ワクチン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・羽曳野市医師会等との連携を図りながら、迅速なワクチン接種体制の構築 |
| <p>(3)情報発信の強化</p> <p>平時からの感染症等に関する普及啓発やリスクコミュニケーションの実施等</p> | <p>V 府民生活・府民経済</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平時から、有事に備え、事業者や府民等に必要な準備(備蓄等)を推奨 ・有事には、府民生活・府民経済の安定確保に必要な対策や支援 <p>幅広い感染症による危機に対応できる社会をめざす</p> | <p>4. 保健</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府より応援要請があった際には、統括保健師の下、必要時人員体制の整備 ・平時より効率的な情報集約の検討、柔軟な業務配分・連携・調整の仕組みを構築し、感染症まん延時に対応できる体制整備 ・国や大阪府等の研修や訓練等の積極的活用による人材育成 <p>5. 物資</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平時より個人防護服や感染症対策物資等の備蓄 |

羽曳野市新型インフルエンザ等対策行動計画(第2版) 概要ー7項目の主な取組

[凡例] 準備期:平時 初動期:政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間 対応期:基本的対処方針に基づく対応が実行されて以降

1 実施体制

・関係機関が連携し、取り組みを推進する。

[準備期]

●平時から人材育成・訓練等対応力強化

[初動期・対応期]

●市対策本部の設置及び国・府等からの意見等を踏まえた対応方針の協議・決定

●感染対策に必要な人員体制の強化

2 情報提供・共有・リスクコミュニケーション

<リスクコミュニケーションは新規項目>

・科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民等が適切に判断・行動できるようにする。

[準備期](大阪府と連携して実施)

●市民等への情報提供・共有

●双方向のコミュニケーションの体制整備

[初動期・対応期](大阪府連携して実施)

●大阪府からの情報を基に市民への情報提供・共有

●双方向のリスクコミュニケーション

●(対応期)病原体の性状等に応じた対策の情報提供等

3 まん延防止

・まん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制を対応できるレベルに収める。

[準備期](大阪府と連携して実施)

●想定される対策の内容やその意義についての周知広報を行い、市民等の理解の促進

●感染対策の普及と学校、高齢者施設等による感染対策の実施

[初動期]

●国からの要請により、市行動計画や市業務継続計画に基づく対応の準備

[対応期](大阪府と連携して実施)

●大阪府独自の指標等の活用

●感染症の特徴等や社会経済状況等を踏まえたまん延防止対策

4 ワクチン<新規項目>

・ワクチン接種により、市民の健康を守るとともに、受診者や重症者・入院患者等の減少により医療提供体制を対応可能な範囲に収める。

[準備期]

●羽曳野市医師会等の関係機関と連携し、接種体制構築に向けた準備

●科学的根拠に基づく予防接種の意義や制度等の共有

●DXの推進

[初動期・対応期]

●(初動期)国及び大阪府の方針に基づき、接種体制構築

●接種の実施、高齢者施設等への巡回接種等による接種

●科学的根拠に基づく、ワクチン等の情報を市民等へ情報提供・共有

5 保健<新規項目>

・平時から、情報収集及び人員体制の構築、感染症等発生時に優先的に取り組むべき業務の整理や効率化・省力化を行いながら新型インフルエンザ等対策を推進する。

[準備期]

●有事に備えた体制整備

[初動期]

●有事体制への移行準備

[対応期]

●感染症有事体制への移行

●感染状況に応じた取り組み

6 物資<新規項目>

・感染症対策物資等の確保により市民等の生命及び健康を保護する。

[準備期]

●関係部局における感染症対策物資等の備蓄

[対応期]

●大阪府等と連携し、必要な感染対策物資等の確保及び相互協力

7 市民生活・市民経済

・社会全体で感染対策に取り組むことで、市民生活及び市民経済への影響を抑える。

[準備期]

●情報共有体制の整備

●生活支援を要する者への支援等の準備

●市民や事業者に対するマスク等衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄の推奨

●火葬体制の構築

[初動期]

●事業継続に向けた準備等の勧奨

●物資等購入時における消費者としての適切な行動等、市民等への呼び掛け

●遺体の火葬・安置

[対応期]

●市民生活の安定確保に向けた対応

●埋葬・火葬の特例等

●社会経済活動の安定確保に向けた対応